

## 会計基準の変更についての補足説明

(1)令和2年度からの特例一時金支給開始とあわせて、当組合の経理規程を改正いたしました。それに伴い財務諸表作成にあたっての会計基準を変更いたしました。主な変更点は、①特例一時金支給にかかる未払金・引当金の計上、②当組合独自の科目であった従来の「責任準備金」を廃止し一般事業会社と同様に純資産として「利益剰余金」を計上したことです。

(2) 今回の会計基準変更による2年度期首における累積的影響額は、財務諸表注記にもあるとおり繰越欠損金が2,422億円（期末は2,323億円）となっております。

(3) この繰越欠損金の発生は、農林年金をめぐる環境や経営状態の変化によるものではなく、単に会計基準の変更によるものであります。まだ支払っていない特例一時金の一定割合を負債として認識しましたが、まだいただいていない特例業務負担金や長期前納負担金の将来の収益振替分は計上できませんので、見かけ上は債務超過になりました。

今後は債務超過額の94%の額に相当する特例業務負担金の長期前納金を収益に振り替えていく一方で、農林漁業団体から残りの特例業務負担金を確実に収受することで債務超過は減少し、最終的には債務超過は解消されることとなります。

### ▼改正法施行から制度完了（組合の解散・清算）に至る給付経理BSのイメージ

